自己チェック資料

令和元年 5 月 2 4 日 国土交通省航空局交通管制部運用課

民間競争入札実施事業 「空港有害鳥類防除業務」の自己チェック資料

① 「実施要項における競争性改善上のチェックポイント」の対応状況

実施要項における競争性改善上のチェックポイントのうち、官民競争入札等 監理委員会(以下「監理委員会」という。)から指摘のあった項目については、 全て取り組んでいる。また、契約の性質上明らかに馴染まないものを除き、指摘 項目以外についても同様に改善に取り組んでいる。

競争性改善のため、特に重点的に取り組んだ項目は以下のとおり。

- (1) 複数空港を一つの契約としていたところ、各空港単位での契約とした。
- (2) 複数業者で入札参加グループを結成して入札へ参加することを可能とした。
- (3) 単年契約から複数年契約(3年契約)へ変更した。
- (4) 契約スケジュールを前倒しし準備期間を確保する等の契約内容の改善を行った。(従前より1週間程度準備期間を確保できるよう前倒しを行った。)
- (5) 東京航空局及び大阪航空局におけるセミナーの開催に加え、現地空港においても同様のセミナー及び業務見学を新たに実施し、業務内容等の説明を行い、参入拡大を図った。当初は開催を希望する空港にて実施し、平成27年度は鹿児島空港にて実施、平成28年度は新千歳空港にて実施したところ。平成30年度からは入札対象空港全てで実施した。

② 実施状況の更なる改善が困難な事情の分析

上記対応でも述べたとおり、契約内容の改善を図るとともに、各空港における セミナー・現地見学会を開催する等の広報活動を行い、参入拡大を図ってきたと ころであるが、1者応札の改善には至らなかった。

なお、複数の関係事業者へのヒアリングを実施したところ、「銃器を取り扱う ために必要な資格を有する作業員の確保が困難」である旨の回答があった。分析 結果は以下のとおりである。

1. 業務の特殊性

航空機と鳥類の衝突は重大事故に繋がることから、空港及び空港周辺におけ

る防除対策は重要業務である。

航空機と鳥の衝突防止対策として、空港及びその周辺における環境対策と、様々な防除機器の組み合わせによるバードパトロール方式により防除対策を実施しているところであるが、現在、防除機器の組み合わせによる防除が効果的とされており、航空に関する国際的なルールを定める ICAO (国際民間航空機関)が策定した野生動物対策に関するマニュアル「Airport Service Manual Part3 Wildlife Control and Reduction」において銃器を使用した防除の有効性について述べられ、また、我が国において鳥類の有識者とともに策定した「鳥衝突防止計画ガイダンス」においても、銃器による駆除は空港内に鳥を飛来させない対策として最も有効な手段の1つであるとされている。このことから、現在の空港有害鳥類防除業務において、銃器を使用した防除を実施することは必須である。

2. 業務実施場所の専門性

空港内という特殊な環境下で業務を行うことから、航空機の安全性を確保しつつ業務を行う必要があり、航空機の運航、空港の運用、管制官との連絡調整等に関する知識が必要不可欠であるため、空港の制限区域内での業務の経験を求めているところである。

3. 必要な資格を有する事業者の状況

銃器を使用して防除業務を行うためには、個々の作業員が「猟銃所持許可」や「狩猟免許」及び「鳥獣捕獲許可」を有する必要があるが、これらの資格を有する人員の数は減少傾向にある。

4. 社会的状況の変化

空港の制限区域内での業務経験を有している事業者(特に本事業の入札参加が可能と思われる事業者)の多くは、オリンピック・パラリンピック開催により、人材が不足となっていると考えられる。また人件費の高騰からも人材の獲得が難しい状況となっていることから、新規参入に消極的な事業者が多いと考えられる。

これまで監理委員会の指摘事項を踏まえた競争性改善に向けた取り組みを行ってきたところであるが、航空機が運航している中で銃器を取り扱うという特殊な業務であり、これを満足する作業員の確保が困難であることから、入札において競争性の改善には繋がらなかった。また人材獲得が難しい現代において、新たな事業者が新規参入することは難しい。

当該事業は、航空機が頻繁に離着陸する環境下で、航空機の安全性を確保しつつ、業務を効果的に実施する必要があり、これ以上の参入拡大のための対応は困難であると考えられる。